

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(32)

(原告ら準備書面77, 81及び83に対する反論)

令和4年2月1日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目 次

第1	はじめに	4
第2	受忍限度論	4
1	原告らの主張	4
2	被告東京電力の反論	4
	(1) 受忍限度論は相関的権利に対する違法な利益侵害の有無の判断基準である こと	4
	(2) 法律上保護される利益に対する違法な侵害	6
	(3) 高松高裁令和3年9月29日判決が受忍限度論を排斥した理由は、最高裁 判所の判例に即せば、違法な利益侵害の有無の判断において受忍限度論を 排斥する理由とはならないこと	8
第3	中間指針等の位置づけ	12
1	中間指針等が示す賠償額の水準は大多数の者にとって損害の填補として十分 であること	12
2	鎌田会長（当時）や大塚会長代理（当時）の発言について	14
3	中間指針等に定められた賠償基準は合理性・相当性を有すること	17
4	訴訟提起に及んだ被害者はごく少数であること	17
第4	被告東京電力の賠償支払の根拠と手続	18
1	被告東京電力の賠償支払の根拠	18
2	被告東京電力の支払手続	19
第5	被告東京電力の財産的損害の賠償	20
1	財物損害	20
	(1) 生活再建のための十分な資金を確保する視点にたっていること	20
	(2) 宅地・建物等について価値減少に係る「みなし賠償」	21
	(3) 建物の評価方法について	22
2	家財賠償	24

3	持ち家の住居確保費用	25
(1)	住居確保費用の賠償の性質	25
(2)	差額説の原状回復アプローチからの反論	27
4	借家の住居確保費用の賠償	28
5	建物・家財等の補修・清掃費用	29
6	就労不能損害	29
第6	弁済の抗弁について	31
1	精神的損害と財産的損害とは実体法上一つの請求権に係る細目にすぎないこと	31
2	損害項目や損害発生時期を特定した質的一部分請求であつて、その外側は訴訟物ではないという主張が失当であること	33
3	被告東京電力の賠償が損害項目や損害発生時期を合意したものではないこと	35
(1)	原告らの主張	35
(2)	簡易迅速な賠償手続においては損害項目の内実が明らかとはならず、その立証も求めていること	35
(3)	原告らの「同意書」ないし「委任書」の解釈の誤り	37
(4)	高松高裁判決が妥当しないこと	38
(5)	原告らの主張によると不当かつ不公平な結論となること	40
(6)	原告らの具体的な主張がないこと	41
(7)	小括	42
4	世帯構成員間における弁済の相互充当	42
第7	復興論	44

第1 はじめに

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面（26）、同（29）及び同（30）において、避難指示区域外の法律上保護される利益の侵害に関する判断枠組み（受忍限度論）、被告東京電力の直接請求手続における財産的損害の賠償概要、直接請求手続の賠償手続の概要、弁済の抗弁等について主張したが、原告らは、これらに対し、原告ら準備書面77、同81及び同83において反論している。本準備書面は、これらの準備書面に対して、被告東京電力において必要と考える部分について反論するものである。

第2 受忍限度論

1 原告らの主張

原告らは、本件事故によって侵害された原告らの権利・利益は、単なる不安感という内心の問題にとどまらず、健康被害のリスク上昇という、生命・身体に直結する権利・利益という重要性の高い権利・利益が侵害され、侵害行為との調整を図ることが許されるような性質の権利・利益ではないなどと主張し、受忍限度論が妥当しないと主張している（原告ら準備書面83・10、11頁）。

2 被告東京電力の反論

（1）受忍限度論は相関的権利に対する違法な利益侵害の有無の判断基準であること

受忍限度論とは、不法行為からの保護対象が「権利」から「法律上保護される利益」に拡大する過程において、「権利」性の明確でないもの、とりわけ権利・利益の対象範囲が画定せずそれ自体外延が明確ではなく、他者の権利・利益と競合するためにそれとの相関において外延が画される権利・利益（いわゆる相関的権利）について、違法な利益侵害に当たるか否かを判断するための枠組みとして、判例上確立したものである（瀬川信久「民法709条（不

法行為の一般的成立要件)」広中俊雄ほか編『民法典の百年 III』（有斐閣，1998年）599頁，前掲・最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決），最高裁判所平成6年3月24日第一小法廷判決民集172号99頁（レディミクストコンクリート製造工場事件上告審判決）等¹⁾。

原告らは，被侵害利益を包括的生活利益としての平穩生活権としており，具体的には，従前の日常生活を阻害されることなく平穩に暮らす権利としての平穩生活権，自由な意思決定に基づいて自己の人格を形成，発展させていく人格発達権としている。従前の日常生活には，人間関係や共同体，自然環境等を含むが，人間関係や共同体はそれ自体複数の人間が共存することを観念するものであってまさしく他者の権利・利益との競合が避けられないものであるし，自然環境も，ある個人が自然環境に対する権利や利益を主張することで他者の経済活動についての権利・利益を抑制し得るものであり，他者の権利・利益との競合を観念し得るものである。自由な意思決定に基づく自己の人格を形成，発展していくことについても，その意思決定にあつては，他者の権利・利益との競合を観念しうる。

¹⁾ 受忍限度論が採用されている最高裁判所の判例は，上記のほか，（1）騒音被害や生活妨害が生じた事件として，最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決民集47巻2号643頁（厚木基地第一次訴訟上告審判決），最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決民集167号359頁（横田基地訴訟上告審判決），最高裁判所平成6年1月20日第一小法廷判決訟月41巻4号532頁（福岡空港訴訟上告審判決），最高裁判所平成7年7月7日第二小法廷判決民集49巻7号1870頁（国道43号線訴訟上告審判決），（2）日照や通風が侵害された事件として，最高裁判所昭和47年6月27日第三小法廷判決民集26巻5号1067頁，（3）氏名・住所・電話番号を記したビラを配布されたことで電話等による嫌がらせを受けた事件として，最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決民集43巻12号2252頁（長崎教師批判ビラ事件上告審判決），（4）自宅から葬儀場が見えることによる損害賠償が請求された事件として，前掲・最高裁判所平成22年6月29日第三小法廷判決民集234号159頁，（5）肖像権が侵害された事件として，最高裁判所平成17年11月10日第一小法廷判決民集59巻9号2428頁，（6）パブリシティ権が侵害された事件として，最高裁判所平成24年2月2日第一小法廷判決民集66巻2号89頁が挙げられる。

したがって、「包括的生活利益」は、他者の権利・利益と競合するためにそれとの相関において外延が画される権利・利益でありいわゆる相関的権利に当たるから、本件において相手方らの「包括的生活利益」に対する違法な利益侵害があったか否かは、受忍限度論に即して判断されなければならない。

(2) 法律上保護される利益に対する違法な侵害

この点、原告らは、本件事故によって侵害された原告らの権利・利益は、被ばくによる健康被害のリスク上昇という生命・身体に直結する権利であるから受忍限度論は妥当しないとする。

しかし、低線量被ばくに関する知見は、被告東京電力共通準備書面(3)や、被告東京電力共通準備書面(11)、被告東京電力共通準備書面(16)等で詳述したとおり、100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば、子ども・胎児への影響も含め、健康への影響は認められず(乙D共31・4頁)、また、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定され(線量率効果)(乙D共31・4頁)、さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的かつ仮定的な考え方であるLNTモデルに依拠しても、年間積算線量20ミリシーベルトを被ばくしたと仮定した場合の健康リスクは、避難によるストレスや屋外活動を避けることによる運動不足等と比べられる程度であると考えられる(乙D共31・9～10頁)。

したがって、平成23年3月11日からの最初の1年で積算線量20ミリシーベルトを下回る地域(初年度20ミリシーベルト(1年間一定の空間放射線量であると仮定すると毎時3.8マイクロシーベルト)を上回るおそれがある場合には、避難指示が発出された。)に居住していた場合には、子ども・胎児への影響も含め、健康への影響は認められないだけでなく(乙D共31・4頁)、仮にLNTモデルに依拠したとしても、避難によるストレス

の方が健康リスクが高くなる可能性があり、同地域に居住し続けたとしても発がんリスクは実質的に無視し得るものである。

また、本件事故後に観測された空間放射線量が健康影響を生じさせる程度のものではないこと、時間の経過に伴いさらに低下していること、さらには本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについては、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し周知されており、避難指示が発出されていない地域に居住していても健康影響がないとの情報を十分に知り得る状況にあった。

そして、避難指示区域以外に居住していた平均的・一般的な人は、当該地域に居住していても健康影響がないとの情報を受けて、子供も含め大多数が避難していないのである。

原告らの主張は、かかる低線量被ばくに係る知見やその周知に係る状況が無視しており、健康被害のリスク上昇という生命・身体に直結する権利を害するものではないから、その主張は理由のないものである。

そして、健康への影響は生じないものの「恐怖や不安」があるだけで直ちに「権利又は法律上保護される利益」（民法709条）に対する違法な侵害が認められるとすれば、不法行為の要件として違法な利益侵害が規定されていることがほとんど無意味に帰することになるため、「権利又は法律上保護される利益」に対していかなる影響が生じれば違法な利益侵害があったと認められるのかについて、受忍限度論に即して判断する必要がある。

政府による避難指示等のなかった自主的避難等対象区域、福島県県南地域は、当該区域に居住し続けたとしても客観的には放射線による健康影響はなく、その旨情報提供があり、そのために平均的・一般的な人は避難していないのであるから、受忍限度論に即して判断すれば、客観的な状況のもとで平均的・一般的な人を基準として、平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる理由はなく、本件事故後における自主的避難等対象区域、福島県県

南地域での居住を継続したことにより、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは評価し得ない²。

また、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市独自の避難要請区域についても、区域の指定が解除され又は要請が終了した後は、自主的避難等対象区域と同様に、本件事故前と変わらない生活を送ることができたのであるから、少なくとも区域の指定又は要請が解除された後にも違法な利益侵害があったか否かについては受忍限度論に即して判断すべきであり、受忍限度論に即して判断すれば、区域の指定が解除され又は要請が終了した後の期間について違法な利益侵害があったとは認められない。

- (3) 高松高裁令和3年9月29日判決が受忍限度論を排斥した理由は、最高裁判所の判例に即せば、違法な利益侵害の有無の判断において受忍限度論を排斥する理由とはならないこと

前記(1)のとおり、原告らの「包括的生活利益」に対する違法な侵害の有無は受忍限度論に即して判断されるべきであるが、原告らは、本件事件と同種事件の高松高裁令和3年9月29日判決(以下「高松高裁判決」という。)において、①「本件において第1審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、……第1審被告東電が重大な本件事故を引き起こしたことによるもので」あること、②「第1審被告東電の本件事故の発生に対する責任も相当に重いこと」及び③「自主的避難等対象区域に居住していた第1審原告らの精神的損害も、客観的・具体的

² なお、原賠償の大塚直会長代理(当時)も「不法行為に関する判例とか学説では、認めるべきかどうかは必ずしも明らかでなかった……自主的避難者の損害等を含めて賠償の対象に含めてきた」(乙D共457(別添資料1)・33頁)と指摘しているところである。

な根拠のない『不安』にすぎないとはいえないこと」を根拠に、違法な利益侵害の有無の判断において受忍限度論を排斥しているという（甲A40）。

しかし、受忍限度論は、いわゆる相関的権利に対する違法な利益侵害の有無について、加害者及び被害者双方の事情を総合的に考慮しながら判断するための規範であって、最高裁判所の判例においては、必ずしも施設等の「正常な稼働」による侵害行為が生じている場合にのみ適用されているものではない。判例の中には、受忍限度論における判断要素として、「侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」を挙げているものもあるため（前掲・最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決））³、高松高裁判決としては、そのような判断要素があることから、受忍限度論は公共性ないし公益上の必要性がある施設等の「正常な稼働」による侵害行為が生じている場合の判断枠組みであるとの理解の下、上記のような説示をしたとも考えられるが、こうした判断要素は受忍限度論において不可欠な要素ではない⁴。

例えば、最高裁判所平成6年3月24日第一小法廷判決集民172号99頁（レデイミクストコンクリート事件上告審判決）では「工場等の操業に伴

³ 同判決は、受忍限度論に即した違法な利益侵害の有無の判断基準について、「本件空港の供用のような国の行う公共事業が第三者に対する関係において違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかを判断するにあたっては、上告人の主張するように、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものである」と判示している。

⁴ 前掲・最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決民集35巻10号1369頁の上記判示は、「国の行う公共事業」についての違法な利益侵害の判断に当たっては、侵害行為のもつ公共性が「損害賠償請求訴訟におけるマイナスの判断要素となる——公共性が高いことは賠償請求を認容し難い方向に働く要素となる——とする見解」を採用したものであって（田中豊「判解」『最高裁判所判例解説民事篇 平成7年度』733頁）、侵害行為のもつ公共性はあくまで判断要素の1つとされているにすぎない。

う騒音、粉じんによる被害が、第三者に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、当該工場等の所在地の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考察して、被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」と判示されており、最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決民集35巻10号1369頁が挙げる「侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」に類する要素が違法な利益侵害の有無の考慮要素として挙げられていない。

また、過去の判例の事案において「侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」が考慮要素として真正面から問題となったのは、騒音被害や生活妨害が生じた事件の中でも空港・道路・基地に関わる事件の判決⁵であって、前掲・最高裁判所平成6年3月24日第一小法廷判決集民172号99頁のほか、日照や通風や景観利益が侵害された事件の判決⁶では特に問題とされていない。また、氏名・住所・電話番号を記したビラを配布されたことで電話等による嫌がらせを受けた事件の判決⁷や、自宅から葬儀場が見

5 前掲・最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決民集47巻2号643頁（厚木基地第一次訴訟上告審判決）、前掲・最高裁判所平成5年2月25日第一小法廷判決民集167号359頁（横田基地訴訟上告審判決）、前掲・最高裁判所平成6年1月20日第一小法廷判決訟月41巻4号532頁（福岡空港訴訟上告審判決）、前掲・最高裁判所平成7年7月7日第二小法廷判決民集49巻7号1870頁（国道43号線訴訟上告審判決）。

6 最高裁判所昭和47年6月27日第三小法廷判決民集26巻5号1067頁、前掲・最高裁判所平成18年3月30日第一小法廷判決民集60巻3号948頁（国立景観訴訟上告審判決）

7 最高裁判所平成元年12月21日第一小法廷判決民集43巻12号2252頁（長崎教師批判ビラ事件上告審判決）

えることによる損害賠償が請求された事件の判決⁸においても、特に問題とされていない。

このように、「侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等」は、受忍限度論に即して違法な利益侵害の有無を判断するに当たっての必須の要素とされていないのであり、「公共性ないし公益上の必要性」のある施設等の「正常な稼働」による侵害行為ではないからといって、そのことが受忍限度論に即して違法な利益侵害の有無を判断するに当たっての障害となるものではない。

むしろ、前掲・最高裁判所平成6年3月24日第一小法廷判決集民172号99頁の判断は、「上告会社は、虚偽の建築申請をして建築確認を得、文京区長からの工事施工停止命令を無視して工事を完成させ、東京都知事の是正措置命令も無視して本件工作物を操業し続け、また、本件工作物の設置について条例に基づく東京都知事の認可も受けず、文京区長の操業停止命令も無視している。上告会社が違法操業を継続している期間は約八年にも及ぶのであって」という原判決（東京高等裁判所平成元年8月30日判決判時1325号61頁）の事実認定を基礎としている。上記事実認定において「違法操業」と指摘されていることから明らかなように、同最高裁判所判決の事案では、レデイミクストコンクリート製造施設の「正常」ではない稼働による違法な利益侵害の有無が問題とされたところ、最高裁判所はかかる場合の違法な利益侵害の有無についても受忍限度論に即して判断するとしているのであって、「公共性ないし公益上の必要性」がある施設等の「正常な稼働」による侵害行為ではないからといって受忍限度論が排斥されないことは、かかる最高裁判所の判断に即しても明らかである。

⁸ 最高裁判所平成22年6月29日第三小法廷判決集民234号159頁

したがって、高松高裁判決が受忍限度論を排斥する理由として挙げている、①「本件において第1審原告らが受けたと主張する被害は、福島第一原発の正常な稼働によって生じたものではなく、……第1審被告東電が重大な本件事故を引き起こしたことによるもので」あることは、受忍限度論を排斥する理由になり得ないものである。

同じく高松高裁判決が受忍限度論を排斥する理由として挙げている②「第1審被告東電の本件事故の発生に対する責任も相当に重いこと」及び③「自主的避難等対象区域に居住していた第1審原告らの精神的損害も、客観的・具体的な根拠のない『不安』にすぎないとはいえないこと」（甲A40）は、いずれも判例が挙げる受忍限度論に即した違法な利益侵害の有無の判断要素である「侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容」に対応するものであって、まさしく受忍限度論に即して違法な利益侵害の有無を判断するに当たって考慮すべき要素に当たるのであるから、違法な利益侵害の有無の判断において受忍限度論を排斥すべき理由となるものではない。

したがって、上記①から③まではいずれも、「包括的生活利益」に対する違法な侵害の有無を判断するに当たっての規範として受忍限度論を排斥する理由にはなり得ないのであって、上記①から③を理由に受忍限度論を排斥した高松高裁判決の判断は、受忍限度論に関する判例と相反し、損害賠償（違法な利益侵害）に関する法令（原賠法3条1項、民法709条）の解釈・適用を誤るものである。

第3 中間指針等の位置づけ

1 中間指針等が示す賠償額の水準は大多数の者にとって損害の填補として十分であること

中間指針等は、被告東京電力共通準備書面（29）6頁以下で述べたとおり、審査会は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、大多

数の被害者が十分に救済される賠償額を示す実質を有するものとするため、交通事故における損害賠償の基準や実務、過去の裁判例等を踏まえて、各区域における客観的な状況や想定される精神的苦痛等の被害の実態を最大限考慮の上で、大多数の住民にとって裁判における賠償額以上の金額となるように中間指針等を定めている。

そして、被告東京電力は、上記のような中間指針等に定める賠償基準が大多数の被害者が十分に救済される賠償額となるよう、各損害項目で大多数の被害者の被害を填補する高水準の賠償額が支払われる仕組みを構築しているのである。

この点、原告らは、中間指針2、3、5、20頁を引用し、「中間指針で対象とならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」、「損害項目によっては、合理的に算定した一定額の賠償を認める等の方法も考えられる。但し、そのような手法を採用した場合には、上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。」等の記載から、中間指針は「最低限度の賠償」であると読み取れるなどと主張する（原告ら準備書面83・24、25頁）。

しかしながら、原告らが引用した箇所には「最低限度の賠償である」などといった記載は全くなく、記載されていないことを主張する原告らの誤解かつ誤導である。特に、損害の発生及び損害額については原告らが主張立証責任を負うところ、中間指針等には被告東京電力が反論及び反証を行うことを阻害するような記載は全く見当たらない。

また、中間指針等は、その損害項目等の全てを網羅的に指針化することは困難であると考えられることから、中間指針等においては指針化していなかったものの本件事故と相当因果関係がある損害であることが明らかになった場合には賠償対象となり得ることは当然であり、かかる趣旨から「中間指針で対象と

ならなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る。」と記載されたものであるから、賠償額について一定額を下回ることが明らかになった場合にまで一定額に拘束されるとの趣旨ではないことは明らかである。

さらに、「上記一定額を超える現実の損害額が証明された場合には、必要かつ合理的な範囲で増額されることがあり得る。」との記載についても、当然のことを記載したのみで、訴訟において被告東京電力が反論及び反証を行うことを阻害することを意味しないことは明らかである。

2 鎌田会長（当時）や大塚会長代理（当時）の発言について

原告らは、令和3年2月8日に実施された第53回審査会において、本件事故に関する原告らが、中間指針等が最低限の賠償基準を定めていることの根拠として、原告ら準備書面81・6, 7頁において鎌田薫会長の第1回審査会及び同12回の発言を引用し、仙台高判令和2年9月30日における中間指針等の位置付けに関する説示内容の説明を受けた鎌田薫会長の発言（乙D共457・35頁）は不可解などと主張する（原告ら準備書面81・4～7頁）。

しかし、原告らが引用する鎌田薫会長の第1回審査会の発言は、第一義的に指針を定めて仮払いが適正に行われるよう結論を出したいと発言しただけであって、中間指針等が「最低限の賠償基準である」とはしていない。

また、第12回審査会の発言にしても、「少なくとも最低限、だれが見てもこれだけは必ず賠償されるべきだ」という疑問のないところから順に広げていきましょう」と賠償範囲を順に広げていくとしており、損害の項目や類型について優先順位をつけて順次策定をすべきことを述べているものであって、中間指針等が「最低限の賠償額である」とは述べていない。

むしろ、第53回審査会の鎌田薫会長の発言にあるとおり、「指針は、いわゆる本件事故と相当因果関係のある損害及び、場合によっては、その損害額の

算定方法について、これは東電が払ってくれるだろうということを期待してではなくて、被害者がそれで納得していただける、被害者に十分な救済を与えることができるという線を中間指針で出していった。」としており、中間指針等の賠償基準は、「最低限度の賠償」ではなく、明確に大多数の者にとって損害の填補として十分な金額となるものとしているのである（乙D共457・33～34頁）。

また、大塚直会長代理が「事件類型別 不法行為」において、「中間指針は、東電の自主的な賠償のための指針であり、いわば最低限度のものに過ぎない」としているとも主張する（原告ら準備書面83・25，26頁）。

しかし、中間指針等を議論したのは審査会であって、大塚直会長代理を含む多くの委員の総意は審査会での議論に現れ、この審査会での議論が重要である。繰り返しとなるが、審査会においては、中間指針等が「最低限度の賠償基準である」などという議論はなされておらず、前記のとおり、中間指針等の賠償基準が「最低限度の賠償」ではなく、明確に大多数の者にとって損害の填補として十分な基準であるとしているのである。

この点、大塚直会長代理も「不法行為に関する判例とか学説では、認めるべきかどうかは必ずしも明らかでなかった住宅確保損害とか自主的避難者の損害等を含めて賠償の対象に含めてきたということがございます。その意味で、任意の支払いを拒否することのないように合理的な額を定めるというようなことを判決がお書きになっている箇所は誤解を招きやすい指摘ということは言える」などと発言しており（乙D共457・33～34頁）、中間指針等で定められた賠償基準が、原告らのいう「最低限の賠償」とすれば、「認めるべきかどうかは必ずしも明らかでない損害」を「認める」ものとする発言はあり得ない。むしろ、自主的避難者については健康影響がなく、その旨情報も提供されているなかで自主的に避難しているものであって、従来の判例・学説上、必ずしも損害賠償が認められるものではなく、住居確保費用の賠償についても、物の滅失・

毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるという最判昭和32年1月31日の枠を超えて、被害者支援という政策的見地から財物の時価賠償額を超えて支払を行っているものである。すなわち、中間指針等は、従来の判例・学説上、損害賠償が認められていないにもかかわらず、中間指針等が多数の被害者に対して迅速に賠償を行うための枠組みであって、訴訟における厳密な手続とは異なるものであることを示している。

大塚直会長代理の上記審査会での発言を踏まえれば、「事件類型別 不法行為」の「中間指針は、東電の自主的な賠償のための指針であり、いわば最低限度のものに過ぎない」との記載は、中間指針等で賠償の対象とならなかった損害項目であっても、裁判において個別の事情に応じて相当因果関係のある損害として認められることはあり得るという意味で「最低限」と述べたに過ぎないと考えられる。

加えて、中間指針等が訴訟手続において裁判所を拘束する法的拘束力がないことは明白かつ争いがなく、そうであれば最低限を画する機能もない。そして被告東京電力が、様々な損害項目について、生活費増加費用、就労不能損害・営業損害、不動産損害など裁判上の基準を大きく上回る損害算定によって賠償し、また交通費、家財道具移動費用、一時立入費用など裁判上要求される証憑の提出を全くあるいはごく一部しか要求することなく賠償に応じてきたことも既に明らかになっている（被告東京電力共通準備書面（24）、同（29）など）。

したがって、中間指針等には、法的にも事実上も最低限を画する効果はない。原告らが訴訟手続を選択した以上、裁判所は、原告らが主張する全ての損害項目について、損害項目ごとの支払額にとらわれることなく、原告らは損害の発生、相当因果関係及び損害額について証拠に基づき厳密な事実認定を行う必要がある。

3 中間指針等に定められた賠償基準は合理性・相当性を有すること

原告らは、被害者らからヒアリングを行うことなく定められた中間指針等に基づき、個々の被害実態や避難生活の苦悩を一切捨象して一律に支払をしているものであるなどとも述べる（原告ら準備書面 81・8 頁）。

しかし、審査会においては、被告東京電力共通準備書面（1）11 頁以下において詳述したとおり、損害賠償の一般法理の観点から、被害の実情を踏まえつつ、他事案における多数の裁判例等も検討しながら、自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償を含む一定の合理的な賠償額を定めるための審議が重ねられている。そのような審議の結果として中間指針等において定められた賠償基準は、第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会において、過去の裁判例及び慰謝料額の基準も踏まえて、公開の議場で十分な審議を重ねて策定・公表されたものであり、十分に合理性・相当性を有するものとして定められているのである。

個々の被害実態等をヒアリングしないで支払っているからこそ、本件訴訟においては、世帯代表者の本人尋問を含む損害立証にかかる証拠に基づき厳密な判断が必要であり、既払い金額を損害認定の基礎としてはならないのである。

4 訴訟提起に及んだ被害者はごく少数であること

被告東京電力が、大多数の被害者は被告東京電力に対する直接請求を通じて中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまっており、かかる賠償によっては不足があるとして訴訟の提起に及んでいる被害者はごく少数に限られていると述べた点につき、原告らは、約1 万数千人が全国30以上の各地裁（高裁を含む）で本件と同種訴訟を提起している事実を軽視しているなどと述べる（原告ら準備書面 81・8 頁）。

しかしながら、被告東京電力の主張は、中間指針等が「当該紛争の当事者に

よる自主的な解決に資する一般的な指針」（原賠法１８条２項２号）として定められたものであり，裁判によることなく極めて多数の被害者との間の紛争を解決することを目的とするものであるところ，被害者総数（約１６６万人）のうちの訴訟提起者数（約１万５０００人）の割合がわずか約０．９％（令和３年１２月末時点）にとどまっていることは，中間指針等に基づく賠償水準が裁判外での自主的紛争解決の規範として機能してきたことを意味している，と主張する点に尽きる。もとより，訴訟を提起していない被害者がいかなる思いを抱いているかは確認できないものの，大部分の被害者においては，その内心如何は別として，裁判外の紛争解決合意をもって訴訟提起には及ばないと判断していることからすれば，中間指針等は大部分の被害者との関係において，裁判外での自主的紛争解決規範として機能してきたといえることができる。原告らの主張は，訴訟を提起した者が全体の１％にも満たないこと，訴訟提起者がごく僅かにとどまることは中間指針等に基づく賠償額が十分なものであることに対する反論になっていない。

また，原告らは，浪江町や飯舘村，川俣町小綱木地区の住民の多くがＡＤＲを申立て，被告東京電力が和解に応じなかったことも挙げるが（原告ら準備書面８１・８頁），個別の事案の問題であり，中間指針等が示す賠償額の位置づけには関係のない問題であって失当である。

第４ 被告東京電力の賠償支払の根拠と手続

１ 被告東京電力の賠償支払の根拠

原告らは，被告東京電力から被害者への損害額の算定について，中間指針等，原子力損害賠償紛争解決センターの作成した総括基準又は被告東京電力のプレスリリースなどに基づき，個々の損害費目ごとに損害算定方法を定めているとする（原告ら準備書面８１・９頁）。

しかし，このうち総括基準は，原子力損害賠償紛争解決センターの作成した

基準で、「（原子力損害賠償紛争解決）センターにおける和解の仲介を進めていく上で、多くの申立てに共通する問題点に関して、一定の基準を示すものであって、仲介委員が行う和解の仲介にあたって参照されるもの」とあるとおり、ADR手続において参照される基準であり（甲D共175の1）、被告東京電力は同基準に基づきあるいは同基準に従って損害額を算定しておらず、事実誤認である。被告東京電力は、中間指針等を踏まえて賠償基準を策定し、これをプレスリリースしているものである。

2 被告東京電力の支払手続

原告らは、直接請求手続において、被告東京電力は、被害者において損害項目ごとに必要な証憑類を添付することを求め、被害者から提出された請求書等の書類について個別に審査を行った上で賠償すべきと判断したものを賠償しているという（原告ら準備書面81・9頁）。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（26）、同（29）及び同（30）において詳述したとおり、直接請求手続は、訴訟外での賠償を通じ極めて多数の被害者を早期に救済するために、請求・確認の手続を定型化・簡略化の上で、証憑の添付を要しない、すなわち多くの賠償項目に関し損害の立証を（場合によっては損害に関する具体的な主張すら）求めないことはもとより、損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討の上での合意を経ることなく一定の事実が確認できれば機械的に支払いがなされる仕組みであることによって、多くの場合には実損害を超える高い水準の賠償額となるよう策定されたものである。

損害費目によっては、必要な証憑の添付を求めていることをもって、原告らは全ての請求書について、被告東京電力が証憑に基づき個別に審査をしているかのように述べるが事実誤認である。原告らの主張はミスリードであって失当である。

第5 被告東京電力の財産的損害の賠償

1 財物損害

(1) 生活再建のための十分な資金を確保する視点にたっていること

原告らは、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」の「2. 基本方針」として、「②具体的には、帰還を希望する場合も、移住を希望する場合も賠償上の取扱いは同一とし、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等幅広い損害項目について賠償金の一括払いを可能とすること等により、住民の生活再建のための十分な金額を確保することとする。」とあり、「幅広い損害項目について一括払いをすること」で十分な金額を確保したことが住民の生活再建に資するものであると主張する（原告ら準備書面83・29～32頁）。

しかしながら、本来財物損害とは、当該財物の本件事故時点の交換価値からの本件事故に起因した減額分であるところ（最判昭和32年1月31日）、財物の交換価値の下落分を判例の基準どおりに迅速かつ大量に明らかにすることは極めて困難であることから、被告東京電力共通準備書面（26）16頁以下に記載したとおり十分な水準となるように簡易な方法で財物の損害額を算定し、賠償したものである。かかる簡易な方法によって賠償することにした趣旨は、被災地域の住民に早期に賠償することにより生活の再建に資することにあり、その算定額も訴訟において証明される交換価値の下落分よりも高額になっている。

また、財物損害の賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、財物損害の損害概念とは異なる住居確保費用の賠償を財物損害の賠償に加えて行うことや一括支払により被害者がまとまった金額を受けることも一つの生活再建に資するものである。

このように、財物、精神的損害、営業損害・就労不能損害等の幅広い損害

項目のその賠償金額が訴訟におけるそれよりも高額であること、簡易な算定方法によって賠償に応じていること、住居確保費用の賠償など必ずしも判例・学説上賠償が認められているとはいえないものも加えて賠償していることなど、これらの賠償の仕方全体が十分に生活再建に資するものであることを企図しているものである。

(2) 宅地・建物等について価値減少に係る「みなし賠償」

原告らは、被告東京電力の宅地・建物等について価値減少にかかる「みなし賠償」について、一定期間使用できないことなどを踏まえて、価値減少分を客観的に推認したのであって、あたかも損害が生じていないにもかかわらず損害があるとみなしたわけではないなどと述べる（原告ら準備書面 83・33～35頁）。

しかしながら、被告東京電力は、不動産の価値に減少が生じていないと主張しているものではないから、原告らの主張は被告東京電力の主張を正解しないものであって失当である。

宅地・建物については、帰還困難区域においては、事故発生時の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域においては、事故時点から6年（72か月）で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分が賠償されているが（乙D共24，乙D共384），避難指示期間割合に応じてあたかも価値が減少したかのように扱うという考え方を「みなし賠償」としているのである。

また、被告東京電力が全損として宅地・建物の価額の全部を賠償した場合においても、その所有権は原告らに残置され、避難指示解除後に帰還して利用することは可能である。また、避難指示が解除された後、実際には、宅地・建物の財産的価値は時間の経過とともに回復し、原告らの中には避難指示解除後に自宅に帰還して生活を再開している者もいるほか、他所への移住等に

伴い当該宅地・建物を売却あるいは賃貸することも可能であるが、実際に財産的価値を有する資産として使用、収益又は処分することが可能になっても、その価値回復分（実損害を超える賠償になると考えられる部分）について清算はされていない。

この点、中間指針第二次追補においては、「（財物の）賠償後に東京電力株式会社の費用負担による除染、修理等によって価値が回復した場合には、当事者間の合意によりその価値回復分を清算することが考えられる」とされているところ、被告東京電力は、被告東京電力の費用負担による除染がなされ財産的価値が回復した場合にも、その価値回復分を清算するという取扱いをしていない。

なお、原告らは、不動産損害に係る賠償を請求しているのは原告世帯番号3だけであり、当該世帯の原告らだけの問題であるかのような主張をするが、精神的損害・財産的損害の訴訟物は1個であり、損害費目や損害発生時期に拘束されず、原告らの全損害に対して弁済の抗弁を主張できるのであるから、被告東京電力から不動産の財物賠償を受けた全ての原告ら（訴外を含む世帯全体）に該当し得る問題であり、原告世帯番号3だけの問題ではない。

（3）建物の評価方法について

原告らは、建物の評価方法につき、時価相当額を算定するものであって、被害者に特に有利な方法ではないなどと主張する（原告ら準備書面83・46、47頁）。

しかしながら、建物は、固定資産税評価額をもとに算定する方法又は住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法により算定しいずれか高い方の金額を基礎とする賠償を基本としている（乙D共386）。

このうち、建築物の固定資産税評価額をもとに算定する方法は次のとおりである。

- i 当該不動産の新築時点の時価相当額を算定する。

まず、事故時点の固定資産税評価額をもとに、経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定し、積雪や寒冷の影響による損耗の補正を行う。次に、上記固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため補正係数を乗じる。さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数を乗じる。

- ii その上で、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生時点の価値を算定する。ただし、残存価値には20パーセントの下限を設け、その時価は、一律、新築価格の20パーセントを下回らないものとする。

- iii i 及び ii については、固定資産税評価額に被告東京電力の設定した「建築物係数」（乙D共386・91頁）を乗じることになる。

以上のとおり、平成22年の固定資産税評価額に被告東京電力の設定した「建築物係数」（乙D共386・91頁）を乗じて賠償額を算定するところ、この「建築物係数」の設定にあたっては、残存価値の20%を下限として、一律、新築価格の20%を下回らないようにしているが、実際には、建物の市場価値は経年により減少し、戸建住宅の場合、建築後20年で価値はほぼ0円となる（乙D共487）。このような中古不動産の実情に照らして、残存価値の下限を20%とすることは被害者に有利な算定方法となっている。

「建築物係数」は、築年数や木造・非木造などにより分かれるが、2.11倍～13.91倍となっているため、本件事故前の平成22年の固定資産税評価額の2.11倍～13.91倍までの金額で本件事故前の時価相当額が評価されることとなる（乙D共386・91頁）。建物の固定資産税評価

額は時価の5～7割程度とされていることから、本件事故前の建物の評価方法としては、時価を固定資産税評価額の5割としても、これに対して2.11倍～13.91倍を乗じるのであるから、常に時価を上回る高い水準となっている。

また、住宅着工統計に基づく平均新築単価をもとに算定する方法もあるが、上記の固定資産税評価額をもとに算定する方法と比べて高い方の金額となるから、この方法でも平成22年の固定資産税評価額の2.11倍～13.91倍の金額を上回る金額で評価されていることになる。

したがって、建物の時価相当額の評価にあたっては、被害者に有利な算定がなされていることは明らかであり、原告らの主張に理由はない。

2 家財賠償

原告らは、家財賠償について、立証負担軽減のために最低限の賠償として定額の賠償が定められたものと理解すべきで、高い水準の賠償金額ではないなどと主張する（原告ら準備書面83・36～42頁）。

家財賠償は、請求者に物品類の存在やその財物価値につき個別の立証を求めることなく、世帯構成と避難区域の種類に応じた賠償を行う「定型賠償」を実施しているため、「定型賠償」にあつては立証負担軽減にとどまらず、そもそも立証負担のないものである。

家財賠償の具体的な賠償金額は、全ての家財の購入時期を本件事故の1年前とみなした金額をもとに算定している。様々な家財があるといえど、通常、購入してから1年をはるかに超えて使用することが多く（なお、会計上の家財の耐用年数は、短い陶磁器で2年、長い金属製家具で15年であり（乙D共488）、陶磁器ですら2年をはるかに超えて使用することが通常である。）のであるから、全て購入時期を本件事故の1年前とみなした金額をもとに算定すれば、全ての家財を本件事故の1年以内に買い換えたような極めて稀な被害者で

なければ、実際の家財賠償額を超える金額の賠償を受けている。このため、家財賠償の「定型賠償」は高い水準での賠償である。

また、1品あたりの購入金額が30万円以上の家財（高額家財）を所有していた場合、修理・清掃費用相当額として、上記の「定型賠償」とは別途に、1世帯あたり20万円を定額にて賠償しているが、これも実際の修理・清掃費用に要した実際の損害にかかわらず20万円の賠償を受けることができるのであるから、修理・清掃費用が20万円未満の実損であれば、これを超える高額な賠償を受けることができる。

さらに、避難先で新規に購入したテレビや冷蔵庫、ソファ、マットレス等の家財道具の購入費用も物品購入費用として賠償がなされており、その大半は避難指示区域内に残置された家財の財物賠償と実質的に重なり合いがあるが、被告東京電力は、家財賠償との精算を求めている。

以上のことから、被告東京電力の家財賠償は、高い水準での賠償を行っており、最低限の賠償などではないし、原告らの最低限の賠償であるとする根拠も明らかにしていないから、その主張に理由はない。

なお、原告らは、家財賠償の支払に係る合意につき、和解の確定効に係る主張をしているが、この点は、後記第6の3で反論する。

3 持ち家の住居確保費用

(1) 住居確保費用の賠償の性質

原告らは、持ち家の住居確保費用の賠償について、原賠審での議論の経過から住居不動産に関する住居不動産の喪失（あるいは長期間の利用不能）という物的損害に対する賠償であるし、原告らの主張する包括的生活利益としての平穩生活権の損害が回復されるものでもないなどと主張する（原告ら準備書面77・32，33頁，原告ら準備書面83・48～59頁）。

しかしながら、審査会での議論では、住居不動産の喪失という物的損害に

対する賠償とはされておらず、原告らの誤解・誤導である。

原告らも引用する第34回原賠審において住居確保費用の賠償の法的性質の議論がなされているが、野村委員は、住居確保費用の賠償について、「住宅の損害とは切り離して考えた方がいいのではないかと思います」、能見会長も、「この住宅の財産的損害賠償と関連はするけれども、それそのものではないと、少し切り離した方がいいというふうに感じております」、大塚直委員も「財物賠償と全く同じにするのではなくて、別にした方がいいということで、住居確保損害というのは財物賠償とは別だと思っています」などと述べており、住居確保費用の賠償は、財物賠償とは別であるとして議論が進められている（甲D共302・10～11頁）。

また、原告らの引用する第37回審査会の会議資料2-1「住宅の賠償について（案）」でも、「住宅の確保に要する費用のうち、元の住宅（又は宅地）に係る事故前価値を超える必要かつ合理的な追加的費用については、住居確保損害（仮称）として、従来の東電の賠償実務における財物損害とは別に賠償すべき損害」としており、「追加的費用」であって「財物損害とは別」とされている（甲D共304）。

このような審査会での議論を踏まえれば、住居確保費用の賠償は、財物損害ではなく、賠償金のみでは移住先の住居等の購入ができない場合も想定されることから、自宅住居に係る財物損害の賠償に加えて、移住先住居の購入価額（帰還の場合には、本件事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替えのための費用）と自宅住居の財物損害の賠償額との差額の一定額を追加的な費用として支払うものであり、その実質は、本件事故による財物損害の額（交換価値）を超えて、新規の資産取得のために必要となった支出に係る部分を填補するものである。避難生活を終了して生活再建を図るための資金として支払われているものであり、その意味で、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支

払いと評価されるべきものである。

この点、原告らは、「財物損害とは別」の趣旨を、事故前価値の賠償の「財物損害」とは別の「住居不動産の喪失」などというが、財物損害は「不動産の滅失・毀損」の賠償であり、まさに「住居不動産の喪失」と同じものであるから論理不明な主張である。

したがって、原告らは、審査会における住居確保費用の賠償の法的性質に係る議論を無視した主張であって理由がなく、住居確保費用の賠償は住宅不動産に関する住居不動産の喪失に係る賠償ではないし、生活再建とそれに伴う平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払いである。

（２）差額説の原状回復アプローチからの反論

原告らは、居住用不動産について、差額説の交換価値（市場価値）に即した計算方法（交換価値アプローチ）による賠償額算定を正当化する前提条件を欠いているなどと主張し、原状回復に必要な費用に即した計算方法（原状回復費用アプローチ）を認めるべきで、この計算方法からすれば、住居確保費用の賠償は再調達した物的損害の賠償であるとしている（原告ら準備書面 83・59～63頁）。

しかし、物の滅失・毀損に対する現実の損害賠償額は特段の事由のない限り滅失毀損当時の交換価格によりこれを定めるというのが従来の判例（最判昭和32年1月31日・最高裁判所民事判例集11巻1号170頁）であり、住居に係る財物損害は本件事故時点での当該財物の時価相当額からの減少分として算定される価額である。物の滅失・毀損の損害は、原告らのいう差額説の交換価値アプローチによる算定がなされている。住居確保費用の賠償が居住用不動産の特殊性を踏まえた原告らのいう原状回復（的）アプローチを採用したものであるが、そうであるからといって、前記（１）のとおり、住

居確保費用の賠償は、「追加的費用」であって「財物損害とは別」であり、財物損害の賠償とは位置づけられていない。

原告らは、住居確保費用の賠償を財物損害に位置付けることによって、財物損害にしか充当されないと主張したいがためにこのような主張を展開しているものと思料されるが、後記第6の1のとおり、精神的損害・財産的損害（各費目としても）の訴訟物は1個であり、損害費目や損害発生時期に拘束されず、住居確保費用の賠償を含めて原告らの全損害に対して弁済の抗弁を主張できるのであるから、このような議論自体が有意義でならない。

したがって、原告らは住居確保費用の賠償について、原状回復費用アプローチを採用すれば財物損害であるなどと主張するが、従前の判例に照らしてもそのような考え方は採られておらずその反論は理由がない上、原告らの原状回復アプローチに特段の意味もないから有意義でならない。

4 借家の住居確保費用の賠償

原告らは、借家の住居確保費用の賠償につき、住居を失ったことに対する原状回復のためになされる賠償であり、精神的苦痛の緩和に向けられた支払いではないと主張する（原告ら準備書面83・66頁）。

しかし、借家の住居確保費用の賠償は、住居を失ったことに対する賠償である家賃に係る賠償とは別に賠償するものである（乙D共271）。家賃に係る賠償で原状回復は図られており、借家の住居確保費用の賠償は、家賃に係る賠償を超える部分の賠償であって、移住先又は帰還先での住民の生活再建のために十分な資金を確保するという趣旨に基づくものであり、平穏な生活の回復を通じた精神的苦痛の緩和に向けられた支払いと評価されるべきものである。原告らは、何らの理由を述べずに借家の住居確保費用の賠償が精神的苦痛の緩和に向けられていないと述べるだけであって、その主張に理由がない。

なお、借家の住居確保費用の賠償の支払については、和解の確定効に係る主

張があるが、これは後記第6の3で反論する。

5 建物・家財等の補修・清掃費用

原告らは、被告東京電力の建物・家財等の補修・清掃費用の30万円の定額賠償を原則とした理由は立証負担の軽減でしかなく、30万円は福島県内における平均的な住宅の簡易な補修清掃費用を参考に設定したのであるから、特に高額ではないなどと主張する（原告ら準備書面83・71，72頁）。

「補修清掃費用」の賠償は、定額賠償を選択した場合、施工項目、施工内容、施工期間、金額及び施工会社に関する記入さえすれば、定額賠償金30万円が支払われることとなり、被告東京電力は、賠償対象者からの施工内容や損害の発生に関する証憑（見積書ないし領収書）の提出を求めず賠償を行っているため、定額30万円までにあつては、立証負担の軽減ではなく、立証負担を不要とするものである。

また、本件事故によるものとして賠償となり得る損害は、建物・家財等の補修清掃費用のために実際に支出した費用のうち本件事故と相当因果関係のある実損害であるが、現実には、原告世帯番号42のように1万円しか要していない実情があり（乙D42の5の1・5頁），そのような実損害であったとしても定額30万円の賠償を受けることができるのであるから、実損害を超える高い水準での賠償がなされている。

なお、原告らは、建物・家財等の補修・清掃費用の賠償に関して、和解の確定効に係る主張があるが、これは後記第6の3で反論する。

6 就労不能損害

原告らは、本件事故の広範な被害が極めて長期間続くという本件事故の特殊性からすれば「特別の努力」として月額50万円までの中間収入は控除しないことは当然であると主張する（原告ら準備書面83・75頁）。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面（２６）２５頁以下において述べたとおり、減収が生じていないにもかかわらず特別の努力が認定されてその努力に相応する額が損害として認定された裁判例は、①診療所における唯一の常勤医師が事故によって生じた後遺障害により診療録の記入、診断書の作成、パソコンの入力作業等により負担が大きくなったため、診察助手という役職を設けて新たに従業員を雇い入れ、自身の労働時間を長くするといった対応をしているもの（大阪地判令和２年２月５日・ＬＬＩ／ＤＢ 判例秘書）、②ブラジリアン柔術の道場の経営者兼指導者である原告が右膝関節の骨折及び後遺障害の後、真摯にリハビリテーションに励んだり、ウェイトトレーニングを行うなどして格闘家及び格闘技の指導者として必要な身体能力の回復に努めた結果、通常人より早く身体能力が回復したもの（横浜地川崎支判令和元年６月２１日・自保ジャーナル２０５２号２８頁）、③予備校講師であった原告が事故後に仕事を欠勤し、本来休日となるべき日に授業を振り替えた後に欠勤に対する給与が全額支給されたもの（大阪地判平成３０年２月２８日・ウエストロー・ジャパン）、④非常勤医師であった原告が事故によって眼に相当程度大きい負担がかかり、収入を維持するために手術の執刀件数が多かった病院から執刀の少ない病院に勤務先を変更したもの（東京地判平成２８年１２月２日・D1-Law.com 判例体系）、⑤専門学校副校長であった原告が事故の後遺障害による両眼、鼻部、両頬部及び上口唇を含む領域の疼痛及びしびれ等及び両手（尺側）のしびれ等に耐えながらパソコンを利用した資料の作成や長時間の会議への参加のほか自動車の運転等を行っているもの（岡山地判平成２３年９月１２日・交通事故民事裁判例集４４巻５号１１４７頁）等がある。

これらは後遺障害によって労働能力の喪失が認められる場合に、差額説に依拠しつつも「特別の努力」が認められる場合があることを判示するものであるが（浅野直人「後遺障害による減収がない場合の財産上の損害の有無」判例タイムズ５０５号１２０頁、塩崎勤「差額説」新交通事故判例百選８４頁）、本

件事故の避難等対象者については、労働能力が喪失したものではなく死傷という損害が発生していないにもかかわらず、また裁判例では「特別の努力」に該当するのは限定的であるにもかかわらず、被告東京電力は、原則的に本件事故後に得た収入を控除しないで営業損害、就労不能損害を賠償しているのであり、実損害を超える賠償である。

原告らは、本件事故の広範な被害が極めて長期間続くという特殊性のみを論じるが、広範な被害が極めて長期間続くかどうかは措くとして、「特別の努力」の該当性の判断にあたっては、原告らが現に行った就労に係る「努力」の有無が問題なのであって、本件事故の特殊性などではない。原告らは、実際の「特別の努力」に該当するような行為をしたかどうかを一切論じることなく、抽象的に本件事故の特殊性のみを論じるだけであって、そのような主張により「特別の努力」が認められるはずもなく、原告らの主張に理由はない。

なお、原告らは、被告東京電力の就労不能損害の賠償に関して、和解の確定効に係る主張をしているが、これは後記第6の3で反論する。

第6 弁済の抗弁について

1 精神的損害と財産的損害とは実体法上一つの請求権に係る細目にすぎないこと

原告らは、最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁（以下「昭和48年判決」という。）について、物的損害と身体障害による損害とを同一の請求権とするものではなく、同一事故により生じた同一の身体傷害に基づく財産上の損害と精神上の損害を訴訟上併せて請求する場合には訴訟物を1個と考えたものであって、原告らによって財産的損害と精神的損害を分けて明示的に一部請求を行う場合、訴訟物を分けることができることを否定していないと主張する（原告ら準備書面77・25，26頁）。

しかしながら、このような原告らの解釈は誤りである。昭和48年判決は、

物的損害が問題とされていなかった事案であったから「同一の身体傷害に基づく」財産的損害と精神的損害の訴訟物を1個としたものであって、物的損害と身体傷害が別個の訴訟物であると判断したものではない。同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数としても1個であって（乙D共380・2～5頁）、その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られていない。

また、原告らは、昭和48年判決に係る最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度））458頁を引用し、損害の分類の種々の段階に応じて細分化する見解も成り立ち得るとするが、原告らに都合のよい箇所を切り取った誤導であって、同459頁～460頁では、昭和48年判決についてこのような見解を取らずに、財産上の損害と精神的損害は同一の請求権（訴訟物）を構成するものであるという見解をとることを明らかにしたものであるとされており、失当である。

本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上の損害とは、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個である。財産的損害と精神的損害とは截然と区別することができるものではないし（乙D共381・3～5頁）、とりわけ、本件のような生活基盤と密接に結びつく平穩生活権の侵害に基づく損害賠償請求においては、そうした権利利益の侵害によって生じる様々な不利益の中には、精神的損害のみならず、財産的損害として評価され得るようなもの（例えば、新たな生活をしていくために必要となった費用）も含まれ得るのであって、財産的損害と精神的損害との区別はより曖昧なものであるといえる（乙D共381・5～6頁）。

そして、原告らは、同一事故により生じた同一の身体傷害に基づく財産上の損害と精神上の損害を訴訟上併せて請求するものであり、本件事故によって人格発達権、平穩生活権を侵害するものとして（訴状97頁）、全損害の発生を

主張しているのであるから（訴状１０１～１１２頁），まさに昭和４８年判決の判示が妥当する事例である。

２ 損害項目や損害発生時期を特定した質的一部請求であって，その外側は訴訟物ではないという主張が失当であること

原告らは，本件訴訟において，請求する損害項目や損害発生時期を明示した質的一部請求であり，その外側については訴訟物ではなく審理判断の対象ではないし，最判平成６年１１月２２日が数量的一部請求の判例であって，事案を異にして参照されるべきではなく，外側説は本件には妥当しないなどと主張する（原告ら準備書面７７・２７，２８頁）。

しかしながら，原告らは，本件訴訟において，本件事故から生じた全損害の賠償を求めており（訴状１１２頁等），「損害費目が他にもあることを示した上で特定の費目の損害費目を請求する旨を明らかにする」ことをいう質的明示の一部請求ではなく（乙Ｄ共３８０・５頁），原告らの請求が質的一部請求であることを前提とした主張はそもそも失当である。

また，質的一部請求の場合には外側説の適用はなく，損害発生時期が特定された当該損害項目のみが審理対象となり，したがってそれ以外の項目や期間に係る損害は審理対象外である，という考え方もとることはできない。

すなわち，処分権主義といえども無制限ではなく，「一部請求の態様や残部請求の時期などによっては，信義則の適用により残部請求が不適法とされる可能性がある」（乙Ｄ共３８０・６～７頁）もので，本件訴訟提起時に既に判明している損害について，その名目や期間の分断などにより請求を恣意的に分けられるとすれば，被告らの応訴負担や攻撃防御方法の範囲など一部請求が認められる趣旨が妥当しなくなるのであって，このような費目の恣意的な切り分けによる請求は認められない。

また，質的一部請求として請求原因事実が限定される場合であっても，財産

的損害と非財産的損害の区別は、それほど確立したものではなく、両者の間が流動的なものであることが指摘される（乙D共381・3頁以下）。この点、本件事故による損害とこれに対する被告東京電力の賠償金に関しては、被告東京電力による既払金の中には財産的損害の支払に見える費目が付されたものでも、必ずしも財産的損害に対応しないものがあり（例えば住居確保にかかる費用や家財の新規取得費用など、交換価値の減少分とは別途に、平穏な生活の回復のための費用として支払われているものがある。）、そのような賠償金が、平穏生活を回復するための出捐に対する賠償なのか、平穏生活が侵害されたことを慰謝するための賠償なのかは、形式的な名目（ネーミング）の問題に過ぎず、実質的には同じ性質のものといえる。その意味で、平穏な生活の回復費用と生活が再建されないことでの精神的苦痛による慰謝料は別々に評価されるような性質のものではなく、前者の支払状況を無視して後者の評価・算定はなし得ない。

さらに、仮にそのように形式的な名目（ネーミング）で請求が区切られ、区切られた費目に限定された請求であると扱われるならば、細分化された各損害について一定時期における生活状況を一人一人細かくみなければ支払ができなくなることとなるが、そうなれば早期の被害者救済のために中間指針等を設けて賠償を行うことを想定した原賠法のスキーム自体が破綻することになり、中間指針等の趣旨まで根本的に損なうことになってしまう。

加えて、損害の実態によらずその名目により追加賠償の可否が決まるとすれば、慰謝料名目ではなく平穏な生活の回復費用名目での賠償を受けた場合には、その支払により精神的損害の発生が回避されていたとしても追加請求が受けられるのに、実態に沿って慰謝料名目で賠償を受けていたような場合には追加請求が認められないといった極めて不均衡・不公平な結果を招来しかねない。

以上により、原告らは、本件において全損害を請求しており、質的一部請求などではなく、その点で失当である。また、質的一部請求として訴訟物を限定

することの適否自体に問題があるほか、仮にその点を措くとしても、質的一部請求であるからといって請求対象としている損害以外の損害とこれに対する既払金が審理対象外とはならない。

3 被告東京電力の賠償が損害項目や損害発生時期を合意したものではないこと

(1) 原告らの主張

原告らは、被告東京電力の直接請求手続の賠償が、被告東京電力が作成した損害項目ごとの賠償基準と請求様式に従い、被害者らが被告東京電力の要求する証拠を付した上での請求を行い、損害項目や損害発生時期ごとに金額を合意し、合意書の取り交わしを経て賠償しており、和解の上、弁済がなされている。また、ADRも、仲介委員より損害項目、損害発生時期を特定し、その額が明示された和解契約書により弁済を行っている。このような和解は、片面的な確定効、不可争効のある合意であり、和解によって弁済がなされたのであるから、被告東京電力の当該損害項目等の区分された損害について過払いがあっても、他の損害項目の損害や発生時期を異にする損害賠償に充当することはできないと主張している（原告ら準備書面77・21～24頁，29頁，原告ら準備書面81・9～14頁，原告ら準備書面83・13～23頁）。

しかしながら、原告らが主張するような合意は成立していない。以下詳述する。

(2) 簡易迅速な賠償手続においては損害項目の内実が明らかとはならず、その立証も求めていること

被告東京電力は、裁判外において、抽象的損害計算や定額賠償（のみならず、事実確認の省略や大幅な緩和、損害の有無や額に関する擬制等）を活用して、簡易迅速に十分な水準の支払を行うよう努めてきた。

例えば、精神的損害については、本件事故時に生活の本拠が一定の区域にあることが確認できれば一定期間について事前に定めた額（旧緊急時避難準備区域や避難指示区域については原則として月額１０万円）を基本に、避難形態について請求者がチェックを入れることにより月に１日でも避難所等に避難していたことを申告すれば月額２万円をさらに上乗せして賠償するほか、移動交通費についても、移動元と移動先の都道府県を請求者が申告すれば、移動したか否かや実際の交通費の額を確認することなく賠償している（被告東京電力共通準備書面（３０）１９，２０頁等）。

また、「実費」、「その他」などの賠償項目については、実際の費用支出の有無やその額について確認することなく請求者がチェック欄にチェックを入れるだけで一定額を賠償している（被告東京電力共通準備書面（３０）２１～２４頁，２８～３０頁，４０～４３頁等）。これらの賠償項目は、簡易迅速な賠償手続を実現するために定型化したものであって、訴訟においてこれらの項目が被災者によって主張されるか否かも不明であり（特に、「その他」などという損害項目は通常は主張されない。）、具体的にどのような損害が発生したのかも明らかにならず、必然的に訴訟に類似する立証も求めている。

このような簡易迅速な賠償手続はＡＤＲにおいても同様であり、避難等対象区域に本件事故時の生活の本拠があった者について就労不能損害や家賃などについて東京電力の自主的な賠償基準に準じて和解案が提示されることがほとんどであり、訴訟において要求されるような立証が申立人に要求されることは手続上想定されておらず、実際にも直接請求手続と同じように簡略な申告等をもって賠償が認められることも多いなど、あくまで簡易迅速な賠償手続における解決である。

以上のとおり、これら訴訟外での賠償手続においては、損害項目の内実が明らかとはなっておらず、支払額に対応する損害が発生していたことは何ら前提とされていない。また、直接請求手続の請求者やＡＤＲの申立人が将来、

訴訟提起して賠償金を超える損害を主張する場合を想定した協議がなされることもなく、訴訟に発展した場合に損害項目ごとに支払額を下回る認定を許さないとの合意がなされたとの事実もない。したがって、これらの手続を通じてなされた支払について、何らの意味においても確定効や不可争効を生じさせるなどということはない。

(3) 原告らの「同意書」ないし「委任書」の解釈の誤り

この点、原告らは、「同意書」ないし「委任書」の「東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金（引用者注：「同意書」においては「補償金」）の合計金額が最終的な賠償金額（引用者注：「同意書」においては「補償金額」）との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」について、「最終的な賠償金額」ないし「最終的な補償金額」の意味が、委任書又は同意書提出以降に実際に被告東京電力から支払われる最終的な金額を意味し、最終的に支払われるべき総賠償額を指すものではないと主張する（原告ら準備書面 83・17, 18 頁）。

しかしながら、被告東京電力は、原賠法に基づき本件事故に起因し相当因果関係があるといえる損害を賠償する責任を負い、その損害を賠償しているが、「最終的な賠償金額」ないしは「最終的な補償金額」とはこの責任に基づき賠償する合計金額である。これは、「本同意書提出以降に実際に支払われる最終的な金額」や「最終的に支払われるべき総賠償額」と同じである。原告らは「本同意書提出以降に実際に支払われる最終的な金額」と「最終的に支払われるべき総賠償額」が異なるかのような主張をしているが、同じ内容でありその区別はない。「最終的な賠償金額」ないしは「最終的な補償金額」のこれ以外の解釈を取る余地はなく、原告らの主張は理由がない。

また、原告らは、「同意書」ないし「委任書」の（1）及び（2）では「すでに支払われた仮払補償金」、（3）は「支払われた仮払補償金」となって

いることを挙げるが、これが原告らの主張する上記解釈にどのように影響するのは判然としないし、「すでに」の有無で意味は変わらず、この「同意書」「委任書」の提出時点では仮払補償金が請求者に「支払われた」状況であったことを述べているにすぎない。このほか、原告らは、被告東京電力が、賠償金を支払う際にも、仮払補償金の精算欄があるが、既払の賠償金を差し引く精算欄を設けていないという請求書パックの形式を挙げるが、このような請求書パックの形式が上記の解釈に何らかの影響を及ぼすものではないし、請求書パック内に記載はなくても仮払補償金以外に精算を行っている例は実際にも多く存在する。いずれにしても、原告らの解釈は独自の解釈に基づくものであって理由がない。

したがって、直接請求手続における合意は、この点からも紛争解決の意思表示を含むものではないから、民法上の和解契約（民法695条）に当たるものではなく、直接請求手続を行うことにより、当該損害项目及び損害発生時期の損害について、請求額に相当する額まで損害があったことが確認され、かつ、賠償金はその損害に充当するために支払われたものであることなどの合意はないし、後に請求者が損害賠償を求めて訴訟提起した場合に損害額の認定について裁判所を拘束するなどという合意もない。

（４）高松高裁判決が妥当しないこと

原告らは、高松高裁判決が、被告東京電力と原告らとの間で「精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない」と判示した部分を引用し（甲A40・592頁以下）、本件についても、いわば片面的な確定効、不可争効のある合意が成立している旨主張する（原告ら準備書面83・21～23頁）。

しかしながら、高松高裁判決の事案は、本件事故による精神的損害に対する慰謝料に限った請求が原告らからなされていたのに対し、被告東京電力が、訴訟の請求対象となっていない財産的損害に対する賠償も含む賠償額の総額を弁済の抗弁として主張したものであり、原告らが基本的に全損害を請求対象とし、これに対し、被告東京電力が賠償額総額を弁済の抗弁として主張する本件とは事案が異なる。実際、高松高裁判決も、財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることができるか否かという問題設定を行った上で、「少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り」として、精神的損害に関する賠償の請求に関する場面についての判断としてこれを否定しているのであって（甲A40・592～593頁）、本件のように原告らが全損害を請求対象としている場合については何らの判断もしていない。

むしろ、高松高裁判決は、「同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害は、訴訟物の個数としては1個であり、損害の費目毎に訴訟物を異にするものではなく、ある費目に対する弁済の抗弁がされたとしても、当該費目に対する過払いが存在すれば、その過払分を別の費目に充当することは、原則として許される」、「ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当される」と解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。」、「第1審原告らとしては…同主張（引用者注：賠償額の総額が弁済の抗弁として成立する旨の主張）が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告らの財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる」と説示し（高松高裁判決592～593頁、595頁）、同一の不法行為によって生じた財産上の損害と精神的損害に関する請求に対して、両損害に対する賠償を含む賠償額の総額をも

って弁済の抗弁とし得ること、並びに、原告らに各損害の内容及び金額の主張立証責任があることを前提として認めているのであり、これは被告東京電力の主張に沿うものである。

したがって、高松高裁判決は本件のように原告らが全損害を請求対象としている場合については何らの判断もしていないことに加え、同判決の説示に照らしても、本件においては原告らが全損害の内容及び金額すべてについて主張立証しなければならず、被告東京電力の全既払金が弁済の抗弁として認められなければならないことは当然である。

この点、高松高裁判決は、実際の損害額を超えることを理由として当該請求者に対し後に不当利得返還請求をするという事態はおよそ想定していないとする。

しかしながら、被告東京電力は、損害の発生及び損害額について原告らが立証責任を負っており、立証された損害額の合計に対して全支払額を充当することを主張しているだけで、不当利得返還請求を主張するものではない(損害項目ごとに細分化して充当が認められると解した場合には細分化した不当利得返還請求権が発生するという不当な事態になるという根拠として主張しているに過ぎない。)

したがって、不当利得返還請求が想定されていないとの指摘は、支払われた賠償金の充当に関する弁済者の意思やその合理的解釈を行う上での理由とはならず、上記高松高裁判決の理由づけに誤りがあることは明らかである。

(5) 原告らの主張によると不当かつ不公平な結論となること

また、上記のとおり、直接請求手続においては損害費目や対象期間、支払額の算定方法や一括賠償額等を設定し、簡易迅速な賠償を実施してきたものであって(なお、ADRに関しても、訴訟において要求されるような立証が申立人に要求されることは手続上想定されておらず、実際にも直接請求手続

と同じように簡略な申告等をもって賠償が認められることも多いなど、簡易迅速な賠償手続における解決である。）、支払額に対応する損害の発生やその金額が十分に検討された上で支払いに至っているものではない。したがって、訴訟外での既払金についてこれに対応する損害が推認されるものではなく、既払金では損害がなお填補されていないとして追加の賠償を求め訴訟の提起がなされた以上は、改めて民事訴訟法に従って損害の発生及び数额について主張立証が行われる必要がある。

このように解しないと、例えば「その他」などという項目についての賠償は、いかなる損害が発生したかを検討することなく賠償し（すなわち紛争解決の合意が存在しない。）、後に訴訟では請求されることがないため明らかに過払いとなるのに、原告らについて認定された損害への充当が認められないこととなり、極めて不当かつ不公平な結果となる。

特に、本件訴訟では被告国が不真正連帯債務の関係に立つと解されるが、和解に絶対効はなく（民法第441条・最判昭和45年4月21日判例タイムズ248号125頁）、原告らの主張によると、被告東京電力との関係では細分化された損害項目ごとに支払額以下の損害額を認定できないという片面的確定効が生じ、被告国との関係では裁判所は自由心証により損害を認定し全損害額に全支払額を充当するという極めて複雑な事態が生起してしまう。

原告らの主張によると不当、不公平かつ複雑な結果となるのであるから、原告らの主張そのものが不当なのである。裁判所が原告らにより立証された損害を認定し、全損害額に全支払額を充当することで、正当かつ公平な結論を導くことができる。

（6）原告らの具体的な主張がないこと

さらに、原告らは、個別の世帯についてどのような合意形成過程によってかかる片面的な合意が成立したと主張するのか、具体的な主張立証を一切行

っていない。

原告らの主張によると、直接請求の請求者やADRの申立人が将来訴訟提起したときに、これらの者が細分化された損害項目を上回る損害を立証したときは当該損害項目の支払額を超える損害額が認定され、細分化された損害項目を下回る損害を立証したときでも当該損害項目の支払額と同額の損害額しか裁判所が認定できないという効果が生じることになるが、直接請求手続あるいはADRにおいてそれぞれの世帯について、将来訴訟になった場合にかかる効果が生じることにつきどのような協議がなされたのか主張がない。

(7) 小括

以上のように、原告らの主張する片面的な確定効、不可争効が生じるといふ根拠は理論的にも実質的にも何ら存在せず、実損害が全既払金を下回る場合には原告らの請求が棄却されるべきとの被告東京電力の主張が信義則に反することもない。

したがって、賠償金の支払により、片面的なものであれ和解契約のような確定効・不可争効のある合意が成立するものではなく、訴訟物たる請求権の一部について、過不足が生じた場合には事後的に精算される前提での弁済を行う意思とそれを受領する旨の合意に基づき賠償金が支払われているに過ぎない（被告東京電力共通準備書面（30）・7頁以下）。

よって、本件訴訟においては、原告らが主張・立証した損害の全体から、被告東京電力による既払金の全額を控除して認容額の有無・額が判断される必要があり、既払金全額を控除した結果残額がなければ原告らの請求が認容されることはない。

4 世帯構成員間における弁済の相互充当

原告らは、窪田充見神戸大学大学院法学研究科教授の意見書（以下「窪田意

見書」という。)においては、世帯の構成員全体に共有的に帰属している被侵害利益(包括的平穩生活権)に係る損害部分についての賠償であることが満たされた場合に世帯構成員間の融通を認めるものであるところ、不動産・家財に係る賠償や住居確保費用の賠償等の賠償があくまで世帯主個人の財産権侵害に対してなされたものであって、窪田意見書をもってこれらの賠償が世帯構成員全員の慰謝料請求権に充当されるべきとの結論を導くことはできないという(原告ら準備書面77・39, 40頁)。

しかしながら、生活を共にする世帯構成員は、生活基盤をなす住宅・家財等の財産的損害の填補や住宅確保のための資金の賠償が世帯主等の財産名義人になされることにより、共に平穩生活の回復がされる関係にあることは明らかである。また、これら以外の被告東京電力による各種賠償も、名目上は同一世帯のある世帯構成員の損害の賠償としてなされた支払であっても、支払の性質上は特定の世帯主個人の損害のみならず、世帯の構成員全員に共通する損害を填補するものとして支払われている。原告らは、世帯主個人の財産権侵害に対する賠償であると述べるだけで、世帯の平穩生活の回復がなされることを無視した反論であって失当である。

したがって、このような世帯で共通する損害を填補するものとして支払われているという性質の点も踏まえると、世帯内部における構成員同士の弁済の相互充当が認められなければならない。

なお、原告らは、窪田意見書を引用し、被告東京電力の賠償が世帯構成員の「慰謝料請求権」に充当されないとしているが、前記1のとおり、本件事故という同一の不法行為により生じた財産上の損害と精神上的損害とは、その賠償の請求権は実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物の個数としても1個であって(最判昭和48年4月5日・最高裁判所民事判例集27巻3号419頁, 乙D共380・2～5頁), その細目ごとにそれぞれ独立の損害としてそれぞれに損害賠償請求権が成立するという扱いは取られていないので、世帯構

成員の精神的損害だけでなく、財産的損害にも充当されなければならない。

第7 復興論

原告らは、原告ら個人の避難の相当性と原告らの避難元が復興しているかどうかは無関係であり、かつ、被告東京電力が「復興」を論じても意味がないし、人口、祭りやイベントの写真などは被告東京電力が自己の都合のよい情報を切り取ったものであって、必ずしも復興の証とはならないなどと縷々主張し、被告東京電力を論難する（原告ら準備書面78・19～25頁、原告ら準備書面81・23～27頁）。

しかし、被告東京電力は、本件事故後における社会的活動の実情をありのままに主張したものであり、本件事故直後より居住地の放射線量や放射線の健康影響に関する科学的知見につき情報提供が行われた結果として、避難等対象区域以外においては大部分の住民の方々が避難することなく、本件事故前後を通じて居住地での日常生活を送っていた様子や、原告らが主張している恐怖や不安によって平穏な日常生活が客観的に阻害されていない状況の具体例を明らかにしたものである。そして、被告東京電力は、このような状況を前提とすると、同様の状況にある通常人一般人を基準として、放射線の健康影響等を理由として本件事故後に本件事故時住所地から「避難」することは本件事故との相当因果関係を欠くものであると主張している。被告東京電力は、本件事故から「復興したこと」自体を趣旨として上記のような主張するものではない。

このような被告東京電力の主張をなおも正解せずに、被告東京電力の主張を「復興したこと」を主張するものとして論難しても失当である。

以 上